

## 企画競争実施の公示

平成30年10月12日

近畿地方整備局長 黒川 純一良

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

(1)業務名 舟運関連資料作成他業務

(2)業務内容

本業務は、大阪府内を流れる河川における舟運活性化等のために必要な事項を検討するため、沿川自治体等の舟運に対する意見とりまとめや資料作成、意識調査を行うとともに、舟運の将来像等や、舟運活性化及び利活用のための資料作成を行うものである。

### 業務内容

#### 1. 舟運活性化等とりまとめ業務

##### 1) 舟運活性化等に関する意見とりまとめ

大阪府内を流れる河川に係る沿川自治体や関係機関と舟運活性化等に必要事項について会議等を行うための資料作成等補助、並びに会議から出た意見のとりまとめを行う。

##### 2) 意識調査の実施

船舶を活用した意識調査を実施し、参加者から舟運活性化等のための意見を集約するものとする。

##### 3) 舟運将来像等の資料作成

会議や意識調査結果等をもとに、舟運の将来像や、舟運活性化等に向けて必要な資料を作成する。

#### 2. 舟運に関する広報業務

舟運に関する広報資料作成を行う。

##### 1) 広報資料等の作成

舟運活性化及び利活用に対する意見とりまとめ内容を踏まえ、舟運概要、舟運取り組み、舟運将来像等をまとめたパンフレット及びパネル等を作成する。

(3)履行期限 平成31年3月20日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 配置予定管理技術者に関する要件  
下記に示される同種又は類似業務について、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
  - ・同種業務：河川事業に関する広報業務
  - ・類似業務：公共事業に関する広報業務
- (5) 業務実績に関する要件  
下記に示される同種又は類似業務について、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
  - ・同種業務：河川事業に関する広報業務
  - ・類似業務：公共事業に関する広報業務
- (6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

## 3. 手続等

### (1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第一号館

近畿地方整備局 総務部 総務課 購買第一係

電話06-6942-1141 FAX06-6943-7834

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年10月12日から平成30年10月23日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休日を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は

3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年10月23日16時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。

以上